

ベトナムにおける外国人の就労

ベトナムデスク 斉藤 雄久

今回は外国人のベトナムにおける就労について、お話させていただきます。

WTO（世界貿易機関）加盟のために、ベトナムは2005年11月の国会で外資企業と国内企業の差別待遇を解消する新しい投資法、企業法が可決され、2006年7月より施行されました。この新法の施行に伴って、会社の設立、法人税の優遇税制などに関する法令が続々と公布されたものの、労働関係の法令はまったく公布されていませんでしたが、今年3月25日、外資企業にとって重要な内容を含む政令34号（ベトナムにおける外国人労働者の雇用及び管理に関する政府の規定）が公布されました。

まず、ベトナムで勤務できる外国人の資格については、以下のとおりです。

18歳以上であること

業務の要求に適った健康条件を持つこと

管理者、ディレクター、専門家であること

ベトナム、あるいは外国の法令に基づき、刑事被告人としての追及を受けていないこと

今回の政令34号の外国企業にとってのメリットの一つとして、企業が必要な数だけ外国人を雇用できるようになったことが挙げられます。これはベトナムの投資環境改善における大きな前進といえます。従来の規定では、外国人の雇用は全従業員の3%以内という規制があり、それ以上の割合で外国人を雇用する場合には、地域の管轄当局の承認が必要でした。その背景には、外国人を雇用することでベトナム人の雇用機会が奪われるという警戒感や、工場の操業開始にあたっては、実務経験が豊富な外国人技術者による指導、監督が必要不可欠であるという事情を、当局がよく理解していなかったという事情があるようです。そのため、工場の操業に際して大きな影響が出た事例が多々あり、日系企業も大使館などを通じて、規定の見直しを以前から求めていました。

雇用枠が撤廃された一方で、新しい規制が設けられました。従来は、労働許可書の取得が不要であった駐在員事務所及び支店の代表者、一人有限会社（出資者が一社の企業）の取締役に対して、ベトナムで3ヵ月以上勤務する場合、取得が義務付けられるようになりました。なお、外資企業でも一人有限会社（出資者が一社の企業）の出資者、二人以上有限会社（出資者が二社以上の企業）あるいは株式会社の取締役である場合には、労働許可書は不要です。

また、新しい政令では、雇用者は外国人が赴任する予定日の少なくとも20日前までに、労働許可書の取得申請書類を当局に提出しなければならなくなりました。必要書類の中には、ベトナムの法的規定に基づく健康診断書が含まれており、いままでは駐在員は赴任後にベトナムの病院で健康診断を受ければ良かったのですが、今後は赴任前にベトナムで健康診断を受ける必要が生じるかもしれません。

さらに、6ヵ月以上にわたり労働許可書を保持せず働いた外国人に、強制退去を命じる規定もできましたが、過去違反者に対して厳しい処罰が下されたことは、ベトナムではほとんどありません。

しかしながら、新しい政令の施行に伴って、今後当局の対応がどのように変わるのか、注意が必要といえます。

最後になりますが、労働許可書の取得について必要とされる書類は概ね以下のとおりです。(地域によって多少の違いがあります)

申請書

投資許可書、駐在員事務所の設立許可書等の公証写し

雇用契約書

被雇用者の卒業証明書、資格証明書等

無犯罪証明書

健康診断書

以上